

目次 Contents

- 1 介護が必要になるということ
- 2 公的介護保険サービスを利用するためには
- 3 介護保険の申請・認定とサービスの利用の仕方
- 5 介護の状態と使えるサービス
- 7 訪問サービス / サービスと内容
- 9 通所サービス / サービスと内容
- 11 施設サービス / サービスと内容
- 13 福祉用具のレンタル・購入 住宅改修
- 15 どんな介護が受けられる? ケアプランの例
- 19 有料老人ホームや高齢者住宅で使う介護保険
- 21 介護が必要になったとき、もってきたい情報網
- 23 介護サービスに関わる人々
- 25 介護保険の仕組み
- 26 困ったときの連絡先

介護が必要になるということ

公的介護保険制度を利用できる人は「要介護認定」された人が対象です。

「介護保険料を払っているから」
「70歳以上の高齢者だから」

などの理由だけでは、利用はできません。お住まいの行政の窓口（介護保険課や高齢福祉課など）に、『申請』して『認定』されなくては使えないのです。

○「介護が必要」とは？

心身の衰弱や老化による病気などにより、今まで自分自身でできていた生活一般のこと（食事、排泄、入浴、身だしなみなど）が、一人ではできなくなった場合、誰かの助けを受けて可能にすることです。介護は、あくまでも本人の自立を支えるためのもの。自分がラクになるために、家事代行などをしてもらう、というものではありません。

○本人と家族を支える

介護を受ける本人はもちろんのこと、家族を支える役割もあります。核家族化、生活の多様化で、昔のように家族が介護を担える環境がなくなっています。また介護の重度化（寝たきりなど）や、認知症の増加にともない、家族の精神的負担も大きくなっています。介護サービスを利用することで、家族の心身の負担を軽減することにもなります。



公的介護保険サービスを利用するためには

介護保険を利用できる人は、次の場合です。

- ① 65歳以上の人（第1号被保険者）
- ② 40歳～64歳で特定疾患（※）と診断された人（第2号被保険者）

上記の①か②の方が対象で、なおかつ「介護認定」の申請を窓口で行い「認定」を受けた方です。介護保険料を支払っているから、すぐに介護サービスが利用できるわけではないので要注意です。

また、介護保険制度の認定は、

要支援 1・2 → 介護予防サービス
要介護 1～5 → 介護サービス

と、利用できる介護サービスの範囲が異なります。また、申請をしたからといって全ての人が「認定」されるわけではありません。介護サービスを利用したいのに、総合的な判断から、「非該当」すなわち「介護保険制度は使えません」といわれることもあります。

（※）特定疾患

- 1 筋委縮性側索硬化症
- 2 後縦靭帯骨化症
- 3 骨折を伴う骨粗しょう症
- 4 多系統萎縮症
- 5 初老期における認知症
- 6 脊髄小脳変性症
- 7 脊柱管狭窄症
- 8 早老症
- 9 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 10 脳血管疾患
- 11 パーキンソン病関連疾患
- 12 閉塞性動脈硬化症
- 13 関節リウマチ
- 14 慢性閉塞性肺疾患
- 15 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 16 末期がん

難しい名前が並びますが、「老化」が原因とされる病気です。末期がんは、2006年の改正時に追加されました。

介護保険証は持っているだけで使えません！

65歳以上の方なら原則「介護保険証」は、役所から送られてきます。これは、医療保険証とは異なり、保険証を持っているから介護サービスを使えるわけではありません。上記に記載通り、『申請→認定』が必要です。「私は介護保険証を持っているからいつでも使えるわ」と言う人が時々おられますが、決してそうではありませんので、ご注意ください。

